



令和6年8月9日

会 員 各 位

福岡県中古自動車販売商工組合

名変期限規約改定のお知らせ

晩夏の候、いよいよご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度中商連オートオークション統一ルール変更に伴い令和6年9月AAより名義変更通知期限の規約改定になりましたことをお知らせ致します。

改定前)

- ① オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録するものとする。
- ② オークション開催日の翌々月5日迄に移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)をJU福岡に提出するものとする。



改定後)

- ① オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更等通知期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)をJU福岡に提出するものとする。
- ② 削除

移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を名義変更等通知期限までに提出しない場合、

名変等通知期限より

1～7日遅延：ペナルティー1万円

8～14日遅延：ペナルティー2万円

15～21日遅延：ペナルティー3万円

以降、上記計算方法により1万円を加算

以上

会員各位

福岡県中古自動車販売商工組合
流通委員会

新規クレーム追加、出品車両の変更点のお知らせ

平素は、ＪＵ福岡オークション事業のご利用誠に有難うございます。さて、この度１０月より下記の要領にて追加クレーム対応とさせていただきます。会員皆様にはご理解ご協力の程、宜しくお願いいたします。

①先進運転支援システム(ADAS) の不良

レーダーブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合のクレームについて電装関係とし初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。評価点付・商談を対象とする。他はノークレームとする。

②ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて機関関係とし初年度から７年以内の車両に限りクレームとする。評価点付・Ｒ点・商談を対象とする。他はノークレームとする。
充電ケーブルの不良は、初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする

クレーム事項	評価点付	Ｒ点	低価格車	商談	10年経過又は10万 _キ 超	クレーム裁定
①先進運転支援システム(ADAS)の不良	当日含む５日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む５日	ノークレーム	但し初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。
②ハイブリッドシステムの不良	当日含む５日	当日含む５日	ノークレーム	当日含む５日	ノークレーム	但し初年度登録から７年以内の車両に限りクレームとする。充電ケーブルの不良は、初年度登録から５年以内の車両に限りクレームとする。

③ファンベルト欠品の不動車の出品受付について

ファンベルトの取り付けが無くバッテリーも上がっている状態の車両の出品は「現状車コーナー」に限定させていただきます。ただし、搭載しているバッテリーで自走できる車両はこの限りではありません。

■ その他クレームの裁定にあたって

- (1) カギは給油口の分を必ず備えていること。但し、搬出前までのクレームとします。
- (2) 離島登録車の自賠責の差額については、出品店負担とします。(沖縄県を除く)
- (3) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札店が部品提供又はキャンセルの選択ができるものとし、他のクレームについては部品提供を基本とします。
なお、落札店への部品到着期は、クレーム申立日より7日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札店はキャンセルができるものとします。(部品提供の場合の工賃は落札店負担)
- (4) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- (5) メーターに関するクレーム対応オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。
- (6) 登録名義の変更について主催商組は、名義変更保証料を預かることができます。
落札店が書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品店が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札店は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (7) 落札車両の自動車税等について
 - ① 落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品店の、翌月以降の分は落札店の、それぞれの負担とします。
 - ② 落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品店の負担とします。
但し、年度末月に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の取扱いについては落札店の負担とします。
 - ③ 主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札店は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお、前項による自動車税を負担します。
- (8) 落札車両がナンバー付で車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末までなく、落札店より主催商組を介し出品店へ抹消依頼があった場合、出品店は抹消の手続きに応じるものとします。
なお、抹消依頼の受付はオークション当日限りとします。
また、車検証の有効期間がオークション開催日の翌月末以降もある場合は落札店が抹消手続きを行うものとします。
- (9) 低価格車の「落札価格が10万円未満車両」の取扱について
落札価格が10万円未満の車両については、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。
但し、冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離および書類でしか分からないものは、この限りではありません。
- (10) エアバッグの破裂の隠ぺいについて
エアバッグの破裂の隠ぺい等と主催商組が判断した場合、当該車両については出品店が関与・不関与を問わず、キャンセルできるものとします。
なお、出品店が関与している場合は、中商連オートオークション統一ルールに基づき、裁定を課すものとします。
クレーム申立期間は「評価点」・「コーナー」を問わず、全てにおいて当日を含む3ヶ月とします。
- (11) クレームキャンセル時の陸送料金について
主催AA会場から落札店までの陸送料金(実費)とする。
但し、落札車を他AA会場等に搬入しクレームキャンセルになった場合、落札店又は他AA会場の近距離の方の陸送料金(実費)にて処理する。

(12) 先進運転支援システム(ADAS)の不良

レーダブレーキシステムや車線逸脱警報装置等の不具合クレームについて

- 電装関係とし初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする
- 評価点付・商談を対象とする。他はノークレームとする。

(13) ハイブリッドシステムの不良

ハイブリッドシステム警告表示の不具合のクレームについて

- 期間関係とし初年度登録から7年以内の車両に限りクレームとする
- 評価点付・R点・商談を対象とする。他はノークレームとする。
- 充電ケーブルの不良は、初年度登録から5年以内の車両に限りクレームとする。

クレーム事項	評価点付	R点	低価格車	商談	10年・ 10万 ^千 円超	クレーム裁定
先進運転支援システム (ADAS)の不良	当日含む5日	ノークレーム	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から5年以内の 車両に限りクレームとする
ハイブリッドシステム の不良	当日含む5日	当日含む5日	ノークレーム	当日含む8日	ノークレーム	初年度登録から7年以内の 車両に限りクレームとする 充電ケーブルの不良は、 初年度登録から5年以内の 車両に限りクレームとする。

以上

寒冷の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素よりJU福岡オークションにご協力を賜り誠に有難うございます。
さて、軽自動車の自動車税改正に伴う名変預り金、および自動車税未納の場合のペナルティーについて下記に変更する事となりました。
つきましては、**平成28年3月より実施**いたしますのでご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 軽自動車の自動車税改正に伴う名変預り金の変更について

現在
軽自動車の名変預り金 10,000円。
↓
平成28年3月4日オークションより
軽自動車の名変預り金を一律 15,000円に変更。

			税率(年税額)		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
軽自動車	四輪	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円
		現在	一律 10,000円	変更	一律 15,000円

2. 自動車税未納の場合のペナルティーについて(3月より実施)

現行
自動車税が未納で落札店が立替払いをした場合は自動車税相当額、延滞金及びペナルティー10,000円を出品店に請求いたします。(自動車税納付期限内は除く)



改定

自動車税が未納で落札店に不利益(車検が受けられない及び名義変更ができない等)を与えた場合は自動車税相当額、延滞金及びペナルティー10,000円を出品店に請求いたします。(自動車税納付期限内は除く)

3◆その他のクレーム裁定にあたって

- 本裁定は、オークション取引に伴うクレーム等の解決にあたり売買当事者双方が理解並びに協力頂くことを目的とします。
- 出品者は出品に際し出品車両をあらかじめ点検し、不良個所・欠品等については自己申告が前提となっております。従って受付期間内については、クレーム裁定基準に基づき出品者責任とします。
- 1) AAにて落札後、他のAAで転売および再販売（小売・業販とも）・輸出抹消仮登録した場合は一切ノークレームとします。（クレーム受付の場合、他AAに掛った出品料・陸送費等の経費については落札者負担とします）但し、冠水車・接合車・盗難車・走行距離に関するクレームおよび書類上でしか分からないものについてはこの限りではありません。
- 2) クレームの申立および受付は、クレーム受付期間内に1度の受付とし、同一車種に対して2度・3度のクレームは受付しません。 但し、冠水車・接合車・盗難車・走行距離に関するクレームおよび書類上でしか分からないものについてはこの限りではありません。
- 3) 2人乗りおよびワンボックスカーの乗車定員は、出品者の申告の義務とし、未申告の場合は主催商組から書類を発送した日から7日以内クレームを受付ます。
- 4) 輸入車の場合、必ずディーラー車・並行車を申告の義務とし、未記入の場合はクレームとなります。
- 5) クレーム事由がメーカー保証にて対応できる場合は、ノークレームとします。但し、その際にかかる費用は出品者の申告ミスもあることから、出品者負担とし保証継承を行うものとします。
- 6) クレーム申立の為にかかる費用（ディーラー見積りに係る費用）については、落札者負担とします。
- 7) 部品支給にて対応する場合は、直接落札店へ送付するものとします。出品店がAA会場に部品を持ってきた場合は、落札店への送付費用実費を請求させていただきます。
- 8) マルチV・テレビ・ステレオ・エアコン等のCDディスク・リモコンは、欠品の申告が無い場合のみ書類と一緒に主催商組へ提出するものとし、主催商組から書類を発送した日から5日以内クレームを受付ます。（手動可能な場合はノークレーム）出品車に入れたままで、盗難にあっても主催商組には責任は無く、出品店の責任としてクレームを受付ます。
- 9) 純正部品・社外品を問わず、セールスポイントに記入してある事項について不良があった場合はクレームとします。（社外品については注意事項欄及び検査員記入欄に社外品と記載の場合ノークレーム）
- 10) クレームでキャンセルとなった場合、基本的に販売遺失利益は含みません。
- 11) エアバックが使用済み・欠品の場合およびシートベルトのロックは表示の義務があり、表示のない場合はクレームとします。（外品取付けの表示がある場合はノークレーム）
- 12) 出品店は、不良個所・欠品等（粗悪車を含む）の申告については明確に表示する必要があり、紛らわしい表示の場合は主催商組の判断によりクレームとします。
- 13) 落札店がクレームの申立をする場合は、必ず主催商組に連絡するものとし、主催商組の許可なく出品店もしくは前名義人等に直接連絡することを禁止します。
- 14) クレーム申立を受理されキャンセルとなった場合の陸送費は、原則として出品店の負担とします。
- 15) カギはエンジン・ドア・給油口の分を必ず備えていること。ホイルのロックナット欠品は搬出前までのクレームとします。
- 16) グレード違いなど同一クレームを繰り返し申し出る悪質者に対しては、運営委員会の判断によりクレーム却下、また中商連オートオークション規約第33条による裁定を下します。

- 17) ローダウンとは車検に通る車両とします
- 18) 離島登録車の自賠責保険の差額については、出品表記入、未記入問わず出品者負担とします。
なお、車検証名義人が離島以外の場合は出品店にて自賠責保険の切り替えを行うものとする。
- 19) 初度登録年月を年式とします。
- 20) 外車のクレーム処理上の年式は、並行車は製造年、ディーラー車は初度登録年とします。
- 21) 前期型または後期型の判断は型式・車台番号・排ガス記号等とします。
- 22) 修復歴車・擬修復歴車の表示ある車両の他修復個所のクレームは一切ノークレームとします。
- 23) エンジン本体・デフ・ミッションのクレームについては、落札者が部品供給又はキャンセルの選択が出来るものとし、他のクレームについては部品供給を基本とします。なを、落札者への部品到着期限はクレーム申立日より5日以内とし、部品到着期限を過ぎた場合、落札者はキャンセルが出来るものとします。（部品供給の場合の工賃は落札者負担）
- 24) 出品申込書に記載されていない箇所の不具合及び欠品については通常のクレーム処理とします。
- 25) 改造部品等の脱着跡についてはノークレームとします。
- 26) エアバック使用済・欠品の場合及びシートベルトロックの車両については、修復歴の有無にかかわらず出品者申告義務とします。但し、落札価格20万円以下の場合、会場落札は当日限り、ネット落札は搬出前までのクレーム受付となりますので、下見代行の利用または、搬出者へ確認の指示をお願い致します。また、落札価格10万円以下はノークレームとします。（主催商組判断）
- 27) 使用済自動車として預託された車両及び輸出抹消登録（仮登録含む）された車両については出品不可とします。但し、日本国内で登録可能な書類がある場合はその限りではありません。
- 28) 封印取付け申請中の車両については、ナンバープレートを着装し、封印取付けが完了するまで出品不可とします。
- 29) 誤記入の場合
- ①年式
キャンセルの場合、ペナルティー3万円＋往復運賃＋実費とする。但し、ハイ年式の場合はノーペナルティー（往復運賃及び実費も無し）でキャンセルは認めるが、基本的にノークレームとする。
- ②グレード（パッケージ車・限定車等含む）
キャンセルの場合、ペナルティー3万円＋往復運賃＋実費とする。但し、ハイグレードの場合はノーペナルティー（往復運賃及び実費も無し）でキャンセルは認めるが、基本的にノークレームとする。
また、記載グレードそのものの車両が無い場合、キャンセルは認めるがノーペナルティー（往復運賃＋実費のみ）とします。
- ③AC欠品
キャンセルの場合、ペナルティー2万円＋往復運賃とする。
- ④車検月
値引きの場合、1ヶ月（普通車5千円・軽自動車3千円）×残月数とします。
キャンセルの場合、ペナルティー2万円＋往復運賃とします。（但し、5ヶ月以上違う場合）
- ⑤車検付出品が抹消の場合
値引きの場合、個別対応とします。 キャンセルの場合、ペナルティー2万円＋往復運賃とする。

3 0) 保証書について

保証書の未着の受付については、主催商組より書類を発送した日から7日以内クレームを受付けます。
未着を受付してから、発送および再発行の期限は2週間を限度とし、その時点でも対応できない場合は値引処理またはキャンセル処理とします。
キャンセルの場合、メーカー規定保証期間車両はペナルティー3万円（保証期間残がAA日より60日未満はペナルティー2万円）+実費とし、メーカー規程保証期間経過車両についてはペナルティー1万円+実費とします。
保証書はメーカー発行のものとし、書類と共に主催商組へ提出するものとします。出品車の中に入れたままで無くなった場合は、出品店責任となりクレームとなります。（発行印とは丸印・角印等であり、販売店が分かるゴム印・シール等が必要＝販売店が分かればよい）

3 1) 記録簿について

記録簿は、メーカー発行の新車からのものとします。

3 2) メーターに関するクレーム対応

メーターのクレーム（改ざん車両・交換を証明できない車両）は、AA開催日より6ヶ月（出品店が直接関与している場合は、無期限）とします。但し、書類（車両取引に関して授受される書類）から判明した場合は、主催商組書類発送後1ヶ月とします。
落札店は、点検記録簿・保証書等の証明できる資料の提示が必要となります。（オイル交換・タイミングベルト交換のステッカー等は参考資料とします。）
キャンセルの場合、ペナルティー5万円（他会場で発生したペナルティー金額の累積無し）+諸経費（遺失利益は含まない）とします。
※係る諸経費については、運営委員会にて調整する場合があります。

3 3) 軽自動車等の積算計一回転車両の対応について

クレーム受付期間は、AA当日含む1ヶ月間とします。落札店は、点検記録簿・整備手帳等の証明できる資料の提示が必要となります。（オイル交換・タイミングベルト交換ステッカー等は参考資料とする。）
キャンセルの場合、ペナルティー2万円+諸経費（遺失利益は含まない）とします。

3 4) タコグラフ装着車について

①車両総重量8トン以上もしくは最大積載量5トン以上の車両については、新車時より装着として実走行扱いとします。出品申込書には「タコグラフ装着」と明記してください。
②車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のタコグラフ装着車は新車より装着されていたことを証する書面が有れば実走行とみなしますが、無い場合は「走行不明車」扱いとします。出品申込書に「タコグラフ装着」と「走行不明車」、走行距離欄に「#マーク」を明記してください。但し、メーター改ざんが後日判明した場合はクレーム対象とします。
③タコグラフ交換及び後付けの場合はメーター交換車と同様の取り扱いとします。

3 5) 出品店・落札店の都合による一方的キャンセルについて

AA当日のAA終了時までとします。ペナルティー10万円とし出品店、落札店へ8万円、主催商組へ2万円（出品料・成約料・落札料として）とします。

3 6) ワンオーナー車両について

ワンオーナー車両とは、新車ユーザーから出品店の自社名義1回のみとします。尚、個人販売店の代表者登録は認めますが出品店と名義が異なる場合は認められません。自家用車（リース車を含む）に限りです。
クレーム受付期間は、主催商組より書類発送後7日間とします。
キャンセルの場合、ペナルティー3万円+実費とします。

3 7) 落札価格20万円以下車両について

落札価格が20万円以下の車両は、出品申込書の記載ミス、修復歴、エンジン、ミッション等の主要箇所に欠陥が有る場合のみクレームの受付、落札価格が10万円以下の車両は、出品申込書の記載ミスのみクレームの受付とし、クレーム申立期間は会場落札は当日限り、ネット落札は搬出前までの受付、他についてはノークレームとします。
但し、冠水車・接合車・盗難車・走行距離に関するクレームおよび書類上でしか分からないものについてはこの限りではありません。

3 8) 登録名義の変更について

①落札者は、ナンバー付落札自動車についてオークション開催日の翌月末日迄に登録名義変更または抹消登録を完了して下さい。完了後に車検証等登録名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までに主催商組へ提出お願いします。（出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解されたものについてはその期限内に名義変更を完了すること。また、車検切れでナンバー付車の場合も翌月末日迄に完了して下さい。）なお、ファックスにて通知する場合は到着の有無を主催商組に確認しなければならないものとします。また、落札者より所定の期限までに書類の写しの提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3,000円を徴収いたします。
②主催商組は、落札自動車1台につき1万円の名義変更保証料を預かることが出来ます。
③落札者が①の書類の写しの提出期限を過ぎたために、出品者が自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札者は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
④登録名義変更期限を過ぎての登録名義変更は、落札者よりペナルティー1万円および1日毎に2千円を加算した金額を徴収し出品者へ支払うものとします。
但し、1日毎の加算金額の日計算については、書類差し替え日数は除き登録名義変更を行った期日までとします。なお、50日を経過した場合は運営委員会の裁定に従うものとします。
⑤落札者に交付された印鑑証明書等の書類の有効期限を切らしたり紛失した場合、落札者は主催商組を介して事態の解決を図るように努めるものとします。
なお、書類紛失の再交付の場合、落札者は顛末書を提出するものとします。また、出品者は落札者から再交付の申請がなされた場合は再交付に努めるものとします。
但し、出品者が書類の差し替えまたは再交付の請求日から、差し替え1ヶ月以内、再交付2ヶ月以内の期間を経過した場合、落札者は書類の現登録名義人に直接移転登録手続き等の請求が出来るものとします。
⑥書類差し替えの場合、落札者は必ず主催商組を通じペナルティ3万円を出品者に支払うものとします。
但し、書類を紛失した場合は、ペナルティ5万円+実費とします。
⑦落札者が登録名義変更前に交通違反等（迷惑駐車を含む）をおこし、出品者に迷惑をかけた場合、落札者はペナルティ2万円を出品者に支払うものとします。

3 9) 落札自動車の自動車税について

落札自動車税がナンバー付きの場合、J U福岡はオークション開催日の翌月から年度末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行います。

なお、3月開催分は翌年度分（1 2 ヶ月）の自動車税となります。

J U福岡は、落札者から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預かり金の清算を行います。

①移転登録の場合。

原則として預託金の全額を出品店へ清算します。ただし、3月開催AAで同月内名変の場合は落札者に全額返金します。

②抹消登録の場合。

抹消登録がAA開催月の場合は、預託金の全額を落札者に清算、開催翌月の場合は預託金のうち1 ヶ月分の自動車税相当額を出品者に、残金を落札者に清算します。

③落札者が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合。

落札者から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算し出品者に請求させていただきます。

④落札された自動車の自動車税は、当該オークションが開催された月の分までは出品者の、翌月以降の分は落札者の、それぞれの負担とします。

⑤落札された自動車が軽自動車の場合、オークション開催年度内の軽自動車税を出品者の負担とします。

但し、年度末に開催するオークションでの翌年度軽自動車税の負担については落札者の負担とします。

⑥主催商組が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車を主催商組に引渡すまでは、なお前項による自動車税を負担します。

⑦自動車税が未納で落札店が立替払いをした場合は自動車税相当額、延滞金及びペナルティ1 0, 0 0 0円を出品店に請求致します。（自動車税納付期限内は除く）

4 0) 落札車輛がナンバー付で車検証の有効期限がオークション開催日の翌月末までなく、落札者より主催商組を介し出品者へ抹消依頼があった場合、出品者は抹消の手続きに応じるものとします。

なお、抹消以来の受付はオークション当日限りとします。また、車検証の有効期限がオークション開催日の翌月末以降もある場合は、落札者が抹消手続きを行うものとします。

4 1) 落札日から1 5日を経過しても書類の決裁がない場合は、車輛を返品のうえ1 0万円（落札店へ8万円・主催商組へ2万円）の違約金を徴収します。また、買手の取引に損害を与えた費用（実費）も主催商組の裁定により徴収します。なお、出品者から主催商組へ書類が揃わずキャンセルの申し出があった場合についても同様の処理とします。

4 2) クレーム申立てが受理され、それ以降7日を過ぎても落札店より連絡なき場合は、クレーム取り下げとみなします。

検査基準の目安	外装補助 評価点	a	新車状態のもの
		b	傷凹等が多少あっても加修の必要のないもの
		c	傷凹錆等が多少あるが軽微な加修ですむもの
		d	傷凹錆等があり仕上げを要するもの
		e	傷凹錆などが多数あるもの
	内装補助 評価点	a	新車状態同様のもの
		b	若干の汚れ程度(ルームクリーニングで回復する程度)のもの
		c	コゲ等で跡が残っているものが1～2程度あるもの
		d	部品を交換して元に戻る程度の状態のもの、あるいは汚れの程度が悪いもの
		e	再生不能状態のもの

検査表示方式

	表記記号		適用レベル
ボディ バンパー	線キズ	A1	カードサイズ程度のキズ
		A2	20cm程度のキズ
		A3	30cm程度のキズ
		A4	上記(A3)を超えるキズ
	エクボ	E	500円玉未満の小さな凹み
	凹み	U1	カードサイズ程度の凹み
		U2	20cm×20cm程度の凹み
		U3	30cm×30cm程度の凹み
		U4	上記(U3)を超える凹み
	補修跡	W1	仕上がり良好なもの
		W2	加修波が若干目立つもの
		W3	加修波が大きく目立つもの、又は、再仕上げを要するもの
	サビ(外板)	S1	小さなサビ
		S2	目立つサビ
		S3	大きなサビ
	腐食(外板)	C1	小さな腐食・ウキ
		C2	目立つ腐食
		C3	大きな腐食
		C穴	腐食穴があるもの
	塗装	P	塗装に関する用語
	要交換	X	交換を要する損傷
	交換済	XX	交換済のもの
ガラス	キズ		目立つ傷
	飛石		ボールペン先ぐらいのもの
	ヒビ割		500円玉程度のもの
	リペア跡		
	X要		交換を要する損傷

番号	出品コーナー	出品料	条 件	受付時間	出品枠
8001～	リユースコーナー	¥0	3万円未満で成約時成約料無料 成約料・成約3万円以上3千円・10万円以上5千円・20万円以上1万円	木曜17時まで	制限無し
9001～	R2コーナー	¥2,000	3万円未満で成約時成約料無料 成約料・成約3万円以上3千円・10万円以上5千円・20万円以上1万円	木曜17時まで	制限無し
7501～	リサイクルコーナー	¥3,000	事故現状車、冠水車、不動車受付(人力で移動可能車) ノー検査 ※リユースと同じ金額売切スタートとした場合のみリユースコーナーと手数料同	木曜17時まで	制限無し
9501～	バン・トラコーナー	¥7,000	トラック・バン及び、軽自動車以外の貨物車輛、バス、積載車、特殊車	木曜17時まで	制限無し
4001～	JU鹿児島リユースコーナー	¥1,500	3万円未満で成約時成約料無料 成約3万円以上3千円10万円以上1万円	木曜17時まで	
4901～	JU鹿児島リサイクルコーナー	¥3,000	事故現状車、冠水車、不動車受付(人力で移動可能車) 3万円未満で成約時、出品料1,500円、成約料無料 ノー検査	木曜17時まで	5台
4906～	JU鹿児島バン・トラコーナー	¥7,000	1トン以上のトラック・バン、バス、積載車、特殊車両 流札時出品料 ¥5,000	木曜17時まで	94台
4301～	JU鹿児島モーニングコーナー	¥5,000	新規出品のみ	木曜17時まで	
0001～	モーニングコーナー	¥4,000	直近オークション5開催出品歴の無い車両	木曜17時まで	200台
4401～	JU鹿児島特選コーナー	¥7,000	無事故車	木曜17時まで	
3001～	ディーラーコーナー	¥5,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	250台
2001～	軽自動車コーナー	¥4,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	制限無し
5001～	ダイヤモンドコーナー (※追加出品受付は、当日10:00まで)	¥4,000	年式 評価点 不問	木曜17時まで	制限無し
4601～	JU鹿児島一般コーナー	¥3,000	年式 評価点 不問		

注) 第二週の金曜日のMAA九州ジョイントAA又は、三菱ジョイントAA開催時は、MAAコーナーのセリはディーラーコーナー終了後にセリます。

4000番台は全て鹿児島会場に現車はあります。

成約料	¥10,000	
落札料 会場セリ落札	¥7,000	◆流れ車出品料50%割引制度 出品5台以上の方は、流れ車の出品料を50%割引いたします。
アト商談	¥17,000	
Fーサット落札	¥10,000	
JUリアルAタイプ	¥15,000	
JUリアルBタイプ	¥11,000	
JUリアル・プラス	¥9,500	
JU入札ネット	¥15,000	
オークネットプレミアム	¥12,500	
オークネットレギュラー	¥15,000	
		出品料・成約料・落札料、全て消費税がかかります。

J U福岡 AAの特徴及び注意点

1. 出品

- (1) 出品者は車両搬入前に十分車両を点検し、車検証に基づいて出品申込書に正確に記入して下さい。
(希望コーナー、スタート価格、希望価格は必ず記入して下さい)

出品車は5日以内に名義変更に必要な書類が決済できる車両。また、出品申込書に虚偽の申告・誤記入・記入洩れがなく正確に記載された車両であること。

車両の搬出は、J U福岡に対して所定の搬出票（無い場合は免許証）を提出して行う。

出品店・落札店が所定の搬出期限までに車両を搬出しなかった場合には、当該車両を再出品するものとみなします。この場合においては、再度、出品料を支払わなければならない。

◎出品自動車の評価基準

J U福岡の検査員が行う出品車の検査・評価は10点法で行いその基準は別表をもって定める。

出品者は出品車について、スタート価格及び希望価格（指し値）を記入しなければならない。

但し、調整人には10,000円以内の調整権限を与えるものとする。

指し値の指定があっても、出品者が指定の場所に希望価格を記入しAA出品時に不在の場合に限り20,000円の範囲内で調整人は指し値以下の価格で落札の決定ができるものとする。

出品車は全て日本オークション協議会の走行管理システムにて走行距離のチェックを行います。

もし、走行距離に改ざん等があった場合は出品停止と致します。

2. 書類、代金の決裁と自動車税について、

- (1) 出品者は、成約車の書類をオークション開催日より5日以内にJ U福岡に提出して下さい。

委任状及び印鑑証明の有効期限は、AA開催月翌月末迄必要です。車検有効期限が翌月末で切れる場合は納税証明書が必要です。（軽自動車除く）落札者は、ナンバー付きの車輛は翌月末迄に抹消、又は名義変更をしてコピーを速やかに事務局まで送付して下さい。

また、車検が翌月末までに切れる場合、オークション当日に限り落札店より抹消依頼が可能です。

書類延滞の場合、AA開催日翌日から11日目より1日×3000円のペナルティーがかかります。

- (2) 落札者は、車両代金をオークション開催日より5日以内に決済してください。開催毎の車輛代金全額決済確認後、落札車両の書類をすみやかに落札者に送付致します。

車検付落札車両の委任状の期限延長は原則としてできません。

- (3) 落札者は落札車両の書類一式受領後に確認を行うものとする。なお、後日、書類不備が発覚した場合、出品店は申告から7日以内に書類提出するものとする。

- (4) 車輛代金は、5日以内に現金、又は銀行振込にてお願いします。小切手の場合、書類は直ちにお渡しできません。また、車両代入金無き場合は翌週のAAには参加出来ません。

《注意》入会後最初の落札車輛は、車輛代金の決済後に車輛の搬出をお願いします。AA当日の搬出は出来ません

◆書類の有効期限について

- (1) 原則として書類の有効期限はAA開催月翌月末までであること。但し、出品申込書に有効期限の記載があり、J U福岡に到着日より20日以上有効期限があるものは、落札者が承諾して落札したものと受け付けます。

- (2) 下記事項について落札者の了解が得られたものは、早期名変ペナルティーとして出品店は落札店に10,000円を支払うものとする。

①記入有効期限より短い場合。

②有効期限が翌月末まで無いのに申告がされてない場合。

③有効期限の記載はされているがJ U福岡到着時20日以上ない場合。

◆登録名義変更について

落札者は、ナンバー付き落札自動車についてオークション開催月の翌月末日迄に登録名義変更または抹消登録を完了してください。完了後に車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までにJ U福岡へ提出お願いします。

(出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解したのものについてはその期限内に名義変更を完了すること。また、車検切れでナンバー付車の場合も翌月末までに完了して下さい)

なお、ファックスで届け出る場合は到着の有無を確認して下さい。

また、落札者より所定の期限までに提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3000円を徴収します。

- 1) 落札者が名義変更書類の写しを期限までに提出しないため、自動車税還付譲渡手続きが出来ない場合は、落札者は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- 2) 名義変更期限(書類有効期限が翌月末まで無く落札者が期限了解したものも含む)を過ぎての名義変更は、ペナルティー10,000円及び1日毎に2,000円を加算した金額を落札者より徴収し出品者へ支払う。ただし、1日毎の加算金額の日数計算については、書類差し替え日数は除き名義変更を行なった期日までとします。尚、50日を経過した場合は運営委員会の裁定によるものとします。
- 3) 落札者に交付された印鑑証明等の有効期限を切らしたり書類を紛失した場合、落札者はJ U福岡を介して事態の解決を図る様に努めるものとします。なお書類紛失の再交付の場合、落札者は顛末書を提出する。また、出品者は落札者から再交付の申請があった場合は再交付に努めなければならない。ただし、出品者が書類の差替え又は再交付の請求を受けた日から差替え1ヶ月、再交付2ヶ月の期間を経過した場合、落札者は書類の登録名義人に直接移転登録手続等の請求をする事ができる。
- 4) 書類差替えの場合(名義変更期限を過ぎた場合も含む)、必ず主催商組を通じ30,000円のペナルティーを出品者に支払うものとします。ただし、書類の紛失についてはペナルティー50,000円プラス実費。
- 5) 落札者が名義変更前に交通違反等(迷惑駐車含む)をおこし、出品者側に迷惑をかけた場合、落札者は出品者に20,000円のペナルティーを支払うものとします。
- 6) 登録名義変更をしない悪質者に対しては、第32条のオークション入場停止等の裁定が適用されます。

◆落札自動車の自動車税等

- 1) 落札自動車がナンバー付きの場合、J U福岡はオークション開催日の翌月から年度末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録結果により預託金の清算を行います。又、落札自動車が軽自動車の場合、自動車税預り金として10,000円を落札者から預かります。なお、3月開催分は翌年度分(12ヶ月)の自動車税となります。

①移転登録の場合

原則として預託金の全額を出品者へ清算します。但し、3月開催AAで同月内名変の場合は落札者に全額返金します。

②抹消登録の場合

抹消登録がAA開催月の場合は預託金の全額を落札者に清算、開催翌月の場合は預託金のうち1か月分の自動車税相当額を出品者に、残金を落札者に清算します。

③落札者が移転登録した後、同一年度内に抹消登録をした場合

落札者から抹消登録をした日より5日以内に申し出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品者に請求させていただきます。

- ④軽自動車については、開催年度内の軽自動車税は出品者の負担とします。また、年度内に名義変更された場合は預り金を落札者に支払い、年度をまたいだ場合は預り金から年税を差し引いた額を清算します。

- 2) 納税証明書については、納税を証するものとして譲渡書類に添付することが基本ですが、実際には継続車検時に限り必要なことから、AA開催月翌月以内に車検が切れる車輛については必要書類とし、提出がない場合は不備の扱いをします。ただし、AA開催同一年度内に車検が切れる車輛については、名義変更完了後に落札者から申し出があった場合は、出品者にて継続検査用納税証明書を用意して頂きます。出品者は請求があった日から7日以内に納税証明書を提出するものとし、車検満了1ヶ月前に至っても提出がない場合はペナルティーとして10,000円が課せられます。
- 3) 非課税車輛は出品者の申告義務とし、事前の申告があった場合は預託並びに清算は行いません。申告がなく落札者名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品者は清算された預託金の全額を落札者に返金するものとします。
- 4) 自動車税還付請求権譲渡通知書は、特別の事情がない限りお取り扱いを致しませんので、出品店にて保管下さい。
- 5) JU福岡が落札自動車の所有権を取得した場合でも、落札者は、その自動車をJU福岡に引き渡すまでは自動車税を負担するものとします。

3. クレームについて

- (1) オークションでは全て九連協オートオークション運営細則及びJU福岡オークション規約を基準に裁定致します。別紙クレーム一覧表を参照下さい。クレーム規約については現車（九連協オートオークション運営細則）、インターネット、衛星ネット（JU福岡ネット衛星規約）などにより対応が異なりますのでご注意下さい。
- (2) クレームの当日限りとはオークション終了後1時間以内で会場内に車両がある場合です。その他、7日以内のクレーム受付のもの等オークション規約に記載されておりますので、十分に内容を確認頂きますよう宜しくお願いいたします。
- (3) ワンオーナーの定義について
新車ユーザーから出品店の自社名義変更1回までとする。なお、個人販売店の代表者登録（古物証コピー添付）は認めるが、出品時に車検証のコピーを添付する事とし、出品店と名義が異なる場合は認めません。クレーム期限は書類発送後7日以内とし、キャンセルの場合は実費プラス5万円のペナルティーを落札者へ支払います。
- (4) オークションでのクレームはすべてJU福岡を通して処理して下さい。出品者等への直接の問い合わせは認められません。オークション当日は、2階クレームコーナーを設けております、ご利用下さい。オークション当日のユーザー同伴の入場は禁止されています。発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。
- (5) イモビライザー取付車両について、
イモビライザー取付車の出品の場合、メインキーは必ず書類と一緒に保管お願いします。メインキーが欠品の場合は出品申込書に記載してください。記載無き場合はクレームとして受け付けます。
- (6) 書類の交付
落札日から15日を経過しても書類の決裁がない場合は、落札者は車両返品の上10万円の違約金を出品者より徴収する。また、落札者の取引に損害を与えた費用や落札金額10万円以下の場合は主催商組の裁定とする。
なお、出品者から書類が揃わずキャンセルの申し出があった場合についても、同様の取扱いとする。

(7) 保証書について

保証書の未着の受付けは書類発送後 7 日間とします。

未着の受付から発送及び再発行の期限は 2 週間を限度とし、その時点でも対応できない場合は値引きまたはキャンセル処理と致します。

キャンセルの場合、メーカー規定保証期間車両はペナルティ 3 万円（保証期間残が AA より 60 日未満は 2 万円）＋実費とし、メーカー規定保証期間経過車両についてはペナルティ 1 万円＋実費とします。

保証書はメーカー発行とし書類と共に主催商組に提出するものとします。出品車の中に入れてなくなった場合は出品店責任となりクレームとなります。

保証書の販売店記入欄については、販売店名やシールで確認できれば角印無しでも有効とします

4. 商談コーナーの申込について

※応札有りの場合は応札価格＋1 万円以上、応札無しの場合はスタート価格＋3 万円以上から受付

※申込みは 1 台につき 1 回限りです。電話による申込みは致しません

※最終応札者が「セリ終了後 5 分間の申込み優先権利」 5 分経過後は先着順の商談受付

※出品店名は教えられません。

※他の方の申込金額は教えられません。

○商談申込者

※申込み記入金額を出品店が了承（成約）した場合後のキャンセルは出品店の了解がないと出来ません。

※長時間にわたる保留は出来ない、出品店の了解を得た場合はこの限りではありません

※長時間にわたる保留後の出品店提示金額での合意は出品店の了解を得た場合のみ成約とします。

※サインは成約を形として残すだけで出品店が売的意思を示した場合は成約とします

※FAX でも受付致します。添付用紙をご利用下さい。

○出品者

※希望金額を提示して申込み者がいらないと言った後、最初の金額で売ると言っても申込み者が了解しないと成約とはならない。また、希望金額を高く変更することは認めない

※商談中の車両は結果が出るまで AA 会場より搬出してはならない

5. その他注意事項

1) 会場内の座席指定について

前月の出品・落札台数が下記の条件を満たす場合は、指定席を準備させていただきます。

前月の出品台数上位 20 社以内の方

前月の落札台数が 6 台以上の方

前月の台数が上記条件を満たさない場合、また、10 時まで指定席を確保されない場合は座席が解除となりますのでご注意ください。

2) 各会員ごとの出品リスト、落札票、仮計算書などは各自端末から出力頂きます。

***インターネット情報サービス「F-SAT」の利用について**

1. 初期手続き費用 1 万円

2. 月額使用料 500 円（年額一括自動引落とし）

***走行管理システムの利用について**

全国のオークション出品車両データを利用して、下取り車などの走行距離を事前にチェックできます、所定の FAX 用紙で申し込みください

1. 初期申込み費用 1 回 1000 円、1 台検索費用 500 円

AA手数料について（消費税は別途頂きます）セリ開始10時～

番号	出品コーナー	出品料	条 件	出品枠
8001～	リユースコーナー	¥0	3万円未満で成約時成約料無料 成約料・・・成約3万円以上3千円 10万円以上5千円 20万円以上1万円	制限無し
4001～	JU鹿児島リユースコーナー	¥1,500	3万円未満で成約時成約料無料 成約3万円以上3千円 10万円以上1万円	100台
7501～	リサイクルコーナー	¥3,000	事故現状車、冠水車、不動車受付(人力で移動可能車) 1,000円売切スタートとした場合のみ、リユースコーナーと手数料同額 ノー検査ノークレーム	制限無し
4901～	JU鹿児島リサイクルコーナー	¥3,000	事故現状車、冠水車、不動車受付(人力で移動可能車) 3万円未満で成約時出品料1,000円	制限無し
9501～	バントラコーナー	¥7,000	トラック、アルミン、積載車、バス、特殊車両など	制限無し
4301～	JU鹿児島モーニングコーナー	¥5,000	新規出品のみ	100台
0001～	モーニングコーナー	¥3,000	新規出品のみ	200台
4401～	JU鹿児島特選コーナー	¥7,000	無事故車	100台
3001～	ディーラーコーナー	¥5,000	年式 評価点 不問	250台
2001～	JUコーナー	¥7,000 成約時無料	16年以降 走行5万未満 無事故車 保証書付 新車から6年経過車(毎年スライド)	制限無し
5001～	ダイヤモンドコーナー	¥7,000	年式 評価点 不問	制限無し
201～	通常コーナー	¥3,000	年式 評価点不問	300台
4601～	JU鹿児島一般コーナー	¥3,000	年式 評価点 不問	制限無し
7001～	当日コーナー	¥3,000	年式 評価点 不問	制限無し

成約料	¥10,000	◆流れ車出品料50%割引制度
落札料 セリ落札	¥7,000	出品5台以上の方は 流れ車の出品料を50%割引いたします
アト商談	¥17,000	
Fーサット落札	¥10,000	
JUリアル	¥15,000	

2009/5/1

1) リユースコーナーの出品料について

リユースコーナーは出品料無料ですが流れ車（書類不備流し等）は出品料1,000円頂きます。

2) 長期放置車のペナルティについて

オークション開催日から12日間（火曜日）以上放置された車両はペナルティとして3,000円頂きます。

さらに、翌週火曜日まで搬出されない場合はさらに3,000円頂きます。

3) バントラ対象車はバントラコーナーとリユース以外には出品できません。

1トン以下のトラック、1.25トン以下のバン、軽トラ、ライトバン、ハイエース、キャラバンなどはバントラコーナー対象外とします。それ以外のコーナーをご利用下さい。

1. 書類有効期限	開催日より翌月末日以上とする。	事務局到着後20日以上あるもの。 出品票に期限記載があるもの。
2. 書類遅延ペナルティー	AA開催日翌日から11日目より 1日×3千円のペナルティー (書類不備の場合も含む)	AA開催日より15日を超えた場合、 車輛返品の上、3万円のペナルティー また買手の損害金は運営委員会の判断 とする。
3. 車輛代金遅延ペナルティー	AA開催日より10日を超えた場合 一日につき1件1台当り3千円の ペナルティー。	
4. 書類差替ペナルティー	名変保証金とは別に差替書類 3万円	記入ミスによる差替も左記と同様。
5. 書類の再交付 (紛失)	・車検証及び譲渡書類一式 5万円+実費。 ・抹消謄本、5万円+実費。	
6. 名変遅延ペナルティー (早期名変含む)	期限を過ぎての名変は、名変保証金 とは別に1万円及び一日につき2千 円のペナルティー	期限からの遅延ペナルティー50日を 限度とし、以後は運営委員会の判断と する。
7. その他	早期名変ペナルティー1万円	

別 表 ー I

検 査 基 準 の 目 安

点 数	評 価 判 断 基 準（評 価 点 表）
S	登録1年以内で走行10, 000km以内の基準状態を満たしている車両。
6	基準もの。傷凹等があっても加修対象とならないもの。
5	内外装に補修跡があっても状態がよく範囲の小さいもの。傷凹等が多少あるが、軽微な加修ですむもの。
4.5	内外装に補修跡があっても範囲が大きくなく、傷凹があっても多少の加修ですむもの。
4	内外装に補修跡があっても状態が良好なもの。傷凹・錆等の加修が必要なもの。ボルト止め部品の交換が少々あるが状態が良好なもの。
3.5	内外装の補修跡が多少雑な状態のもの。 傷凹・錆等加修の必要な個所が若干あるもの。 ボルト止め部品の交換が若干目立つが状態の良好なもの。
3	内外装の補修跡が雑なもの、及び傷凹・錆等の加修仕上げを要するもの。
2	内外装の補修跡が雑で再仕上げを要するもの。 加修仕上げを要する部分が全体にあるもの。
1	上記2点評価車を上回る減点要因のあるもの。
ﾌﾞﾗﾝｸ	粗悪車、多大な加修費用を要する事故現状車。
R	修復歴車、未修復車。
X	検査不可能車（ボンネットフード、トランクフード、ドアが開かないもの、キャンピング車、改造車、積載車、ジーバード仕上げで検査不可能の場合）
上 記 以 外 の 点 数 制 限	
5点を上限とするもの ・走行距離が50, 000km以上のもの。	
4. 5点を上限とするもの ・ボルト止め部品を連続して2パネルを交換したもの。	
4点を上限とするもの ・走行距離が100, 000km以上のもの。	
3. 5点を上限とするもの ・修復歴に関係する部位を加工したもの。 ・走行不明車及びメーター交換車。 ・修復車の定義に関わらない溶接止め部品を交換したもの。 （クォーターパネル、ステップ、アッパーコア、バックパネル等） ・ボルト止め部品を連続して3パネル以上交換したもの。 （フェンダー、ドア、ボンネット等）	
修復歴大・中・小の区分 ・「大・中」の表示はしない。 ・「小」修復歴と判定された歪み等及び修正箇所が軽微なもの。	
外装補助評価点 a 傷凹等が多少あっても加修の必要ないもの。 b 傷凹等が多少あるが軽微な加修で済むもの。 c 傷凹錆等があり仕上げを要するもの。	

内装補助評価点

- a 新車状態同様のもの。
- b 若干の汚れ程度（ルームクリーニングで回復する程度）のもの。
- c コゲ等で跡が残っているものが1～2程度あるもの。
- d 部品を交換して元に戻る程度の状態のもの、あるいは汚れの程度が悪いもの。
- e 再生不能状態のもの。

検 査 表 示 方 式

ボ デ ィ	凹み	B1	1cm×1cm以下の凹み、エクボ（横から見ないと分からない程度）
		B2	1cm×1cm程度の凹み（正面から見て分かる程度）
		B3	こぶし大程度の凹み
		B4	20cm×20cm以上の凹み
		B5	1区画全体又はそれ以上に渡る凹み、交換する場合あり
	傷	A1	5cm以内の小傷
		A2	1区画の1／4程度の傷（10cm以内）
		A3	1区画の1／2程度の傷（20cm以内）
		A4	1区画の3／4程度の傷（20cm以上）
		A5	1区画全体に渡る傷
		P	塗装を要するもの（例：AP2）
	加修跡 ペイント	W1	仕上がりが良好なもの
		W2	加修Wが若干目立つもの
		W3	加修Wが大きく目立つもの、又は、再仕上げを要するもの
	その他	S	錆
		C	腐食
バンパー	傷	A1	1cm～2cm程度の小傷
		A2	1区画の1／4程度の傷
		A3	1区画の1／2程度の傷
		A4	1区画の3／4程度の傷
		A5	1区画全体に渡る傷
		P	塗装を要するもの（例：AP3）
	凹み 曲がり 押され 割れ	U	
	交換	XX	
	跡有	M	
ガ ラ ス	飛石傷	大	目立つ飛石傷
	ワイパー傷	大	目立つワイパー傷
	スリ傷	大	
	割れ		リペア跡を含む及び大・小は記載しない

ネット・衛星AAクレーム申立て期間・裁定基準

クレーム事項		10年未満車両	修復車	後商談	低価格車	10万キロ以上 走行不明車含む	10年経過車 外車の並行車含む	クレーム裁定基準
内装	1. 内装焦げ、破れ、しみ	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		ノークレーム		シートカバー装着は搬出前まで
	2. 異臭	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム		ノークレーム		
	3. 雨漏れ（オープンカー除く）	AA当日含む4日間	ノークレーム	AA当日含む4日間		ノークレーム		
	4. 標準装備品の欠品	搬出前まで	AA当日のみ	ノークレーム		ノークレーム		キーレスはノークレーム
	5. ジャッキ、工具、スペアタイヤの欠品及びサイズ違い（記載無き場合）	搬出前まで	AA当日のみ	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	現品支給又は値引スペア（軽8千円、軽以外12000円）ジャッキ（軽3千円、軽以外5千円）クリップ（一律2千円）
外装	1. ガラス（ワレ、ヒビ、リペア跡）			搬出前まで				
	2. 色替え	AA当日含む7日間	搬出前まで	AA当日含む7日間	AA当日のみ	AA当日含む4日間	AA当日含む4日間	
	3. 色違い	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日のみ	搬出前まで	AA当日のみ	
	4. 鉄粉、P付着、色ボケ、腐蝕（著しくひどいもの）			搬出前まで				
	5. ひょう害			搬出前まで				
	6. レンズの割れ、ドアミラー破損	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	ノークレーム	搬出前まで	ノークレーム	レンズの水滴はノークレーム
	7. タイヤ・ホイール規格外	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	スタッドレスはノークレーム 現品支給もしくは4本で1万円の値引
電装	1. P／W、Pシート、ドアミラー、集中Dロック作動不良		搬出前まで			ノークレーム		
	2. サンルーフ不良		搬出前まで			ノークレーム		
	3. セルモーター、ダイナモ不良		搬出前まで			ノークレーム		
	4. バッテリー不良			ノークレーム				ハイブリットカーは除く
	5. マルチV、TV、ナビ不良	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間		ノークレーム		画面の気泡等はノークレーム
	6. オーディオ不良	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	ノークレーム		ノークレーム		現品支給又は値引1万円 オートアンテナ・ラジオは搬出迄、カセット・CDを対象とする。
	7. エアコン不良	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間		ノークレーム		
	8. メーター類不良	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	ノークレーム	AA当日のみ	AA当日のみ	水温・燃料・タコ・スピード
機関	1. タペット、バルブ、バルブシール不良	AA当日含む7日間				搬出前まで		
	2. ピストン、メタル焼き付、異音、圧縮不足	AA当日含む7日間				搬出前まで		
	3. ヒート等によるヘッド不良	AA当日含む7日間				搬出前まで		
	4. エンジン不良による白煙	AA当日含む7日間				搬出前まで		
	5. 噴射ポンプ不良または燃料漏れ	AA当日含む7日間				搬出前まで		多少の漏れはノークレーム
	6. ターボ、Sチャージャー不良及び改造	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間		搬出前まで	搬出前まで	AA当日のみ	ターボ、Sチャージャーの軽微な音はノークレーム
	7. ウォーターポンプ不良	AA当日含む7日間	AA当日含む4日間	AA当日含む4日間	搬出前まで	AA当日のみ	AA当日のみ	
	8. ラジエター不良	AA当日含む7日間	AA当日含む4日間	AA当日含む4日間	搬出前まで	AA当日のみ	AA当日のみ	
	9. エンジン乗せ替え（規格外）		書類発送後7日間					
機構	1. MTミッション不良（ギア鳴き等）	AA当日含む7日間				搬出前まで		
	2. ATミッション不良（滑り、ショック、タイムラグ等）	AA当日含む7日間				搬出前まで		
	3. デフ不良	AA当日含む7日間				搬出前まで		
	4. ドライブシャフト不良	AA当日含む7日間	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	部品支給または1本1万円の値引を目安とする。 ブーツの破れはノークレーム
	5. ABS不良	AA当日含む7日間	搬出前まで	搬出前まで		ノークレーム		新車登録年より5年以内に限りクレーム対象とする。（パットローターは対象外）
	6. ショック、サス不良（エアサス、アクティブ）	AA当日含む7日間	搬出前まで	搬出前まで		ノークレーム		新車登録年より5年以内に限りクレーム対象とする。（へたりは対象外）
	7. P／Sギアボックス、ポンプ不良	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間		ノークレーム		新車登録年より5年以内に限りクレーム対象とする。
	8. クラッチ滑り			搬出前まで				1万円の値引を目安とする。
	9. マフラー不良	搬出前まで	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	ノークレーム	新車登録年より5年以内に限りクレーム対象とする。
	10. ミッション乗せ替え FA⇒F5等		書類発送後7日間					
	11. エアバック不良	AA当日含む7日間	搬出前まで	搬出前まで		ノークレーム		新車登録年より5年以内に限りクレーム対象とする。

クレーム事項		10年未満車両	修復車	後商談	低価格車	10万キロ以上 走行不明車含む	10年経過車 外車の並行車含む	クレーム裁定基準
表示の違い	2. シフト違い及び2WD・4WD表示違い		AA当日含む7日間					
	3. エアコンの有無		AA当日含む7日間					キャンセルの場合は、ペナルティー3万円＋往復運賃とする。
	4. セールスポイントの有無		AA当日含む7日間					
	5. セールスポイントの不良等	AA当日含む7日間	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	
	6. 形状、ドア数		AA当日含む7日間					
	7. 車名、型式		書類発送後7日間					
	8. 年式		書類発送後7日間					キャンセルの場合ペナルティー5万円＋往復運賃＋実費（但し、ハイ年式はキャンセルの場合ノーペナ）
	9. グレード		書類発送後7日間					キャンセルの場合ペナルティー5万円＋往復運賃＋実費（但し、ハイグレードはキャンセルの場合ノーペナ）
	10. 検査期限		書類発送後7日間					但し、値引の場合1ヶ月あたり普通車5,000円、軽4輪3,000円を目安とする。
	11. 乗車定員、積載量		書類発送後7日間					
	12. 車歴（レンタ、営業、身障者使用等）		AA当日含む1ヶ月間					
	13. 型式改の表示無し		書類発送後7日間					
	14. 型式指定、類別番号無し		書類発送後7日間					
	15. 保証書の有無		書類発送後7日間					別途項目にて対応
	16. ワンオーナーの表示違い		書類発送後7日間					
事故	1. 修復歴車	AA当日含む7日間	ノークレーム	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	
	2. スポット溶接交換車で表示の無い車両	AA当日含む7日間	ノークレーム	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	AA当日含む7日間	
	3. 修正機跡	搬出前まで	ノークレーム	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	
その他の	1. メーターの不一致		AA当日より6ヶ月間					キャンセルの場合ペナルティー5万円＋往復運賃＋実費
	2. メーター（積算計）の故障		AA当日含む7日間					
	3. 接合車		AA当日より6ヶ月間					ペナルティー10万円＋実費
	4. 盗難車		無期限					
	5. 社外品 外装関係（アルミ、スポイラー等）	搬出前まで		ノークレーム	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	表示無き場合
	内装関係（ハンドル・シート等）	搬出前まで		ノークレーム	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	表示無き場合
	電装関係（ステレオ・ナビ等）	搬出前まで		ノークレーム	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	表示無き場合
	機関関係（ターボ・COM等）	搬出前まで		ノークレーム	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	表示無き場合

他	機構関係(ショック・サス・マフラー・エアクリ・クラッチ等)	搬 出 前 ま で			ノークレーム	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	表示無き場合
	6. コンピューター不良	A A 当 日 含 む 7 日 間			搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	搬出前まで	
	7. 冠水車(消火器使用含む)	A A 日 よ り 6 ヶ 月 間			AA日より6ヶ月間	AA日より6ヶ月間	AA日より6ヶ月間	AA日より6ヶ月間	ペナルティー10万円＋実費
	8. 前項各本文に該当する場合であっても、当商組が相当と認めた場合								クレーム申請を容認し適宜の裁定を下す事ができる。

* クレーム処理上の「当日」・「搬出前まで」および「低価格車」・「落札価格10万以下」については、九連協オートオークション運営細則の別表(2P)を適用いたします。
*クレーム事項の受付期間について

上記一覧表のとおり、クレーム対象項目を10年未満車両・修復車・後商談・低価格車・10万キロ以上(走行不明車含む)・10年経過車(外車の並行車含む)の6項目に分けて申立て期間を設定しております。車両状態と出品申込書に相違がある場合、その6項目をもとにクレーム対応いたします。例えば「

会員各位

初秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素よりJ U福岡オークションにご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、J U福岡では低価格車（落札価格20万円以下）のクレームの取扱い
を平成25年4月5日のオークションより下記にて運用しております。

つきましては、会員皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

【J U福岡クレーム規約】

落札価格が20万円以下の車両は原則ノークレームと致します。

但し、修復歴、エンジン、ミッション、デフ等の主要箇所に欠陥が
有る場合のみ「AA終了後1時間以内の搬出前まで」に限りクレ
ームを受付けます。

また、落札価格が10万円以下の車両につきましては、出品申込
書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。

※上記におきましても冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離、およ
び書類上でしか分からないものはこの限りではありません。

平成28年9月30日

福岡県中古自動車販売商工組合